



議事結果

1 海老名市景観計画区域内における行為の届出にかかる景観形成基準への適合について（諮問）

(1) 小田急不動産㈱及び小田急電鉄㈱による建築物の新築

結論：令和6年4月17日付け海都計発第5号で諮問のありました標記の件について、海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。

なお、以下の項目を意見として申し添えます。

- ① 緑化計画について、居住者や近隣住民に配慮し、良好な利用形態や管理方法となるよう努めること。
- ② 設備機器等の配置について、周辺環境に配慮し、良好な景観となるよう努めること。

(2) 小田急不動産㈱による開発行為

結論：令和6年4月17日付け海都計発第5号で諮問のありました標記の件について、海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。

なお、以下の項目を意見として申し添えます。

- ① 公園計画におけるフェンス等の配置について、横須賀水道緑道の景観に配慮し、見通しの良い空間となるよう努めること。
- ② 緑化計画について、周辺環境に配慮し、良好な景観となるよう努めること。

以上